

既存住宅に設置する尿尿浄化槽のJIS人員算定基準のただし書きの適用について

豊橋市環境部 廃棄物対策課

建築物に設置する尿尿浄化槽の処理対象人員については、昭44建告第3184号「処理対象人員の算定方法」で定められた、日本産業規格「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JISA3302）（以下「JIS算定基準」）（H12年改正）」に基づいて算定することとなっています。

既存住宅の浄化槽の入替え、及びくみ取便槽等から浄化槽に変更する際、JIS算定基準の表と実況の居住人員がかい離する場合は、以下の適用基準を全て満たすものに限り、附則の事項の遵守を条件に、JIS算定基準のただし書きを適用し、5人槽まで処理対象人員を低減することができることとしました。

適用のための手続きとして、浄化槽設置届出書をご提出いただく際に、別紙に記載する書類の添付が必要となります。必ずご確認ください、必要書類を添えて届出書をご提出ください。

<適用基準>

- 建築物の形態は共同住宅、長屋、二世帯以上の住宅でないこと。
- 増築の場合は、その床面積が10平方メートル以下であること。
- 台所及び浴室（浴槽を有しないシャワー室は含まない）は、いずれも1箇所以下であること。
- 実居住人員及び将来の居住人員見込みが5人以下であること。
- 1日あたりの予想水道使用量が、1立方メートル以下であることを過去1年間の既存の水道使用量納付書等で証明できること^{*}。なお、納付書発行時から居住人員が増加する見込みがある場合は、増加人員1人あたり0.2立方メートルを加えた予想水道使用量が1立方メートル以下であることを確認できること。また、従前がくみ取り便槽等の場合は、居住人員1人あたり0.05立方メートルを加えた予想水道使用量が1立方メートル以下であることを確認できること。

※：過去1年間、1日あたりの平均水道使用量が1立方メートル/日を超えていないこと。

（過去1年間の水道使用量の合計値÷365日（閏年366日）＝1日あたりの平均水道使用量）

なお、農作業や趣味活動等により汚水流入量が多くなると見込まれる場合、及び水道以外に井戸水等の利用があってそれらが浄化槽に流入する水量を証明できない場合は、この基準を適用できない。

<附則>

- 浄化槽の法定検査、保守点検及び清掃を適正に実施すること。
- 世帯構成の状況変化等を原因として、法定検査の結果が「不適」と判断された場合は、適切な処理対象人員の浄化槽に交換する等、適切な対処をすること。
- 既存住宅の建替えや10平方メートルを超える増築をする場合の人槽算定は、JIS算定基準の表によること。